

御嵩町  
学校・フリースクール等  
連携ガイドライン

令和7年9月

御嵩町（組合）教育委員会

## 目 次

1	策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	活用にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談、 指導等の在り方について・・・・・・・・・・・・	3
4	義務教育段階の不登校児童生徒が「学校外の公的機関や民間施設において 相談・指導を受けている場合」や、「自宅において ICT 等を活用した学習 活動を行った場合」の指導要録上の出欠の取扱いについて・・・・	4～6
5	民間施設等と連携していく際の流れについて・・・・・・・・・・・・	7

### 【参考資料】

・民間施設と学校との連携シート・・・・・・・・・・・・	9～10
・御嵩町の不登校児童生徒の状況について・・・・・・・・	11
・御嵩町の不登校対策について・・・・・・・・・・・・	12

## 1 策定の趣旨

不登校児童生徒への支援に当たっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月14日公布）」に基づく、文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日）」において、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、学校、教育委員会、教育支援センター等の公的機関と、フリースクール等の民間施設・団体とが積極的に連携を図っていくことが求められました。

さらに、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）について（令和5年3月31日）」、「不登校の児童生徒等への支援の充実について（令和5年11月17日）」など、不登校児童生徒全ての学びの場の確保や、心の小さなSOSの早期発見等に係る様々な方策が示されました。

御嵩町は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」として、教育相談・適応支援教室としての「オアシス教室」をはじめ、校内支援センターの設置、小中学校への相談員の配置など、様々な取組みを行っております。

不登校児童生徒の中には、フリースクール等民間施設で支援を受けている者もあり、その児童生徒の社会的自立のためには、学校や教育委員会と民間施設との連携を図ることが重要となります。そこで、上記の「不登校児童生徒への支援の在り方について」及び、令和6年8月29日付け文部科学省通知「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」を踏まえ、学校とフリースクール等民間施設・団体との連携の必要性や民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導の在り方、「学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合」や、「自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合」の指導要録上の出欠の取扱い等についての基本的な考え方をガイドラインとして策定することとしました。

## 2 活用にあたって

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するというものではありません。したがって、学校は民間施設に通所する不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」について判断する際に、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、各民間施設への訪問等を通して、児童生徒の安全・安心が確保されていることや、活動内容等を十分把握し、施設における支援が、児童生徒の社会的自立につながっているのかを、総合的に判断することが求められます。

### 3 フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方について

フリースクール等民間施設・団体において相談・指導を受ける際には、学校や市町村教育委員会、保護者が、次に掲げた事項を参考としながら、当該施設・団体において子どもが必要としている支援を受けることができるか、総合的に判断することが大切です。※「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日）（別添3）「民間施設についてのガイドライン（試案）」より抜粋。

#### 1 実施主体について

- 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

#### 2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

#### 3 相談・指導の在り方について

- 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。
- 受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
- 我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

#### 4 相談・指導スタッフについて

- 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- 宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

#### 5 施設、設備について

- 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- 宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

#### 6 学校、教育委員会と施設との関係について

- 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

#### 7 家庭との関係について

- 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

#### 4 義務教育段階の不登校児童生徒が「学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合」や、「自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合」の指導要録上の出欠の取扱いについて

標記については、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）＜文部科学省初等中等教育局長＞令和元年10月25日」に示された（別記1）及び（別記2）に基づき、以下に示す要件を満たす場合、校長は「学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けた日数」や「自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った日数」を指導要録上出席扱いとすることができます。

##### 【学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合】

##### ＜「指導要録上『出席扱い』とする」要件＞

- 学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると判断する場合。
- 「出席扱い」の判断に当たっては、下記の留意事項（1）～（3）を踏まえること。

##### ○留意事項

##### （1）保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

- ・児童生徒が学校外の施設に通っている場合、学校は保護者と継続的に懇談し、当該施設への通所に係る状況や、保護者や本人の希望等を把握し、児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応などを積極的に行うこと。

##### （2）学校外の施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間施設での相談・指導も考慮されてよいこと。

- ・民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であることから、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。そのため、校長は在籍児童生徒が民間施設に通っている状況を教育委員会に報告するとともに、教育委員会は当該施設との情報交換や連携に努め、当該校に適切な助言を行うことができるようにすること。
- ・なお、学校及び教育委員会においては、「3 フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方について」（前掲7頁）を参考にして、上記の判断を行うこと。

##### （3）当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とし、その内容を踏まえること。

- ・定期的に、当該施設における児童生徒の出席状況や学習活動の状況等を記録した文書を受け取ったり、当該施設の指導員等と懇談したりして、当該施設の相談・指導の内容について理解した上で判断すること。

## <「評価」について>

- 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。
- 評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

### 【自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合】

#### <「指導要録上『出席扱い』とする」要件>

■ 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が当該児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、学習理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムで、訪問等による対面指導が適切に行われることを前提としつつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう有効・適切な学習を実施していると判断する場合。

■ 「出席扱い」の判断に当たっては、下記の留意事項（１）～（６）を踏まえること。

#### ○留意事項

（１）ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられない場合に行う学習活動であること。

- ・当該児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習を行う場合、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導の機会が得られないあるいは公的機関や民間施設に通うことが困難な状況にあるなどの事情や、保護者や本人の希望を把握すること。

（２）保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

- ・自宅においてICT等を活用した学習を行うことについて保護者に十分な説明を行うとともに、ICTの活用状況の把握等について必要な協力を求めること。

（３）ICT等を活用した学習活動とは、公的機関や民間事業者が提供するICT教材を活用した学習や、インターネットを活用した個別学習システムによる学習、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）、通信教育を活用した学習などが含まれること。

(4) 訪問等による対面指導が適切に行われていることを前提とすること。

- ・対面指導は、児童生徒のICTを活用した学習状況等を把握し、必要な学習支援や将来の自立に向けた支援などが、定期的かつ継続的に行われるものであること。その際、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意し、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるよう段階的に支援すること。
- ・校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。

(5) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。

- ・学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画等に準拠した計画的なものであることが望ましいこと。
- ・民間事業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用することも考えられるが、その場合、その学習活動が児童生徒にとって有効・適切であるかどうかについては、校長が設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断すること。その際、「3 フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方について」(前掲7頁)を参考とすること。

(6) 出席扱いの日数の換算については、当該児童生徒の態様(これまでの家庭での過ごし方や学校への登校状況、対面指導の日数等)に応じて、学習時間や学習量などを基準とした規程等を作成し判断できるようにし、当該児童生徒や保護者に対して事前に説明しておくように努めること。

<「評価」について>

- ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らして適切と判断される場合であること。
- 評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。
- 通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えることも考えられること。
- 教育委員会や民間事業者等が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられること。

## 5 民間施設と連携していく際の流れについて

原則、次の①から⑥までに掲げる流れにより、指導要録上の「出席扱い」を判断するものとし、「出席扱い」の認定後、当該校による民間施設との定期的な情報交換（場合によっては施設訪問）及び当該校と該当児童生徒及び保護者との定期的な連携・協力を行うものとします。連携の際には、必要に応じて【参考資料：民間施設と学校との連携シート】を活用ください。

### ①児童生徒本人及び保護者と「出席扱い」等について相談する。

→保護者によっては、民間施設の利用が「出席扱い」にならないと考えて見える方もみえるので、学校から保護者へ声をかけて相談を行ってください。

### ②児童生徒本人及び保護者より「出席扱い」等の希望がある場合は、学校が、児童生徒本人及び保護者から、通所する（又は通所している）民間施設について聞き取りを行う。

### ③本ガイドライン「3 フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方について」にある7項に基づき、校内の「教育相談委員会」にて「出席扱い」等について協議を行い、校長が判断をします。必要に応じて、当該施設の訪問、教育委員会との協議を行う。

### ④校長から保護者へ「出席扱い」等の適否について連絡をする。

### ⑤校長から御嵩町（組合）教育委員会に「出席扱い」について報告をする。

→毎月の長欠報告において、「入力シート」の登校扱い状況で「出席扱いとする：その他外部」を選択して報告をする。

**参考資料**

民間施設と学校との連携シート（記入例）

子どもの支援シート			○年度	○月分
学校名		学年	児童生徒氏名	民間施設
御嵩町立〇〇学校				
記入者	役職		名前	

保護者からの伝達内容等

- (例)
- ・朝起きることが難しいので、外に出て活動する時間を増やしていきたい。
  - ・フリースクールで、基本的な生活習慣を身に付けてほしい。

相談・活動等	子どもが活動した日					活動内容、様子等
1日の活動時間（およそ）		○	時間			
○月 学校出席扱い日数		○	日			

子どもの様子	例) ・週に2回ほど施設へ通所することができている。 ・生活リズムも少しずつ改善している。
--------	---

特記事項	例)
------	----

民間施設と学校との連携シート

子どもの支援シート			年度	月分
学校名		学年	児童生徒氏名	
御嵩町立〇〇学校				
記入者	役職		名前	

保護者からの伝達内容等				

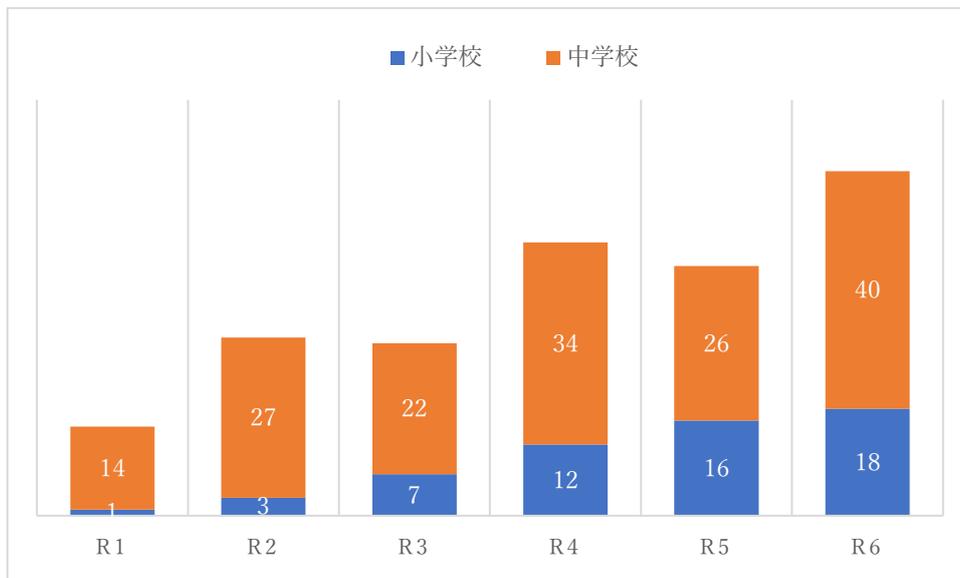
相談・活動等	子どもが活動した日					活動内容、様子等
1日の活動時間（およそ）				時間		
月 学校出席扱い日数				日		

子どもの様子	
--------	--

特記事項	
------	--

## 御嵩町の不登校児童生徒の状況について

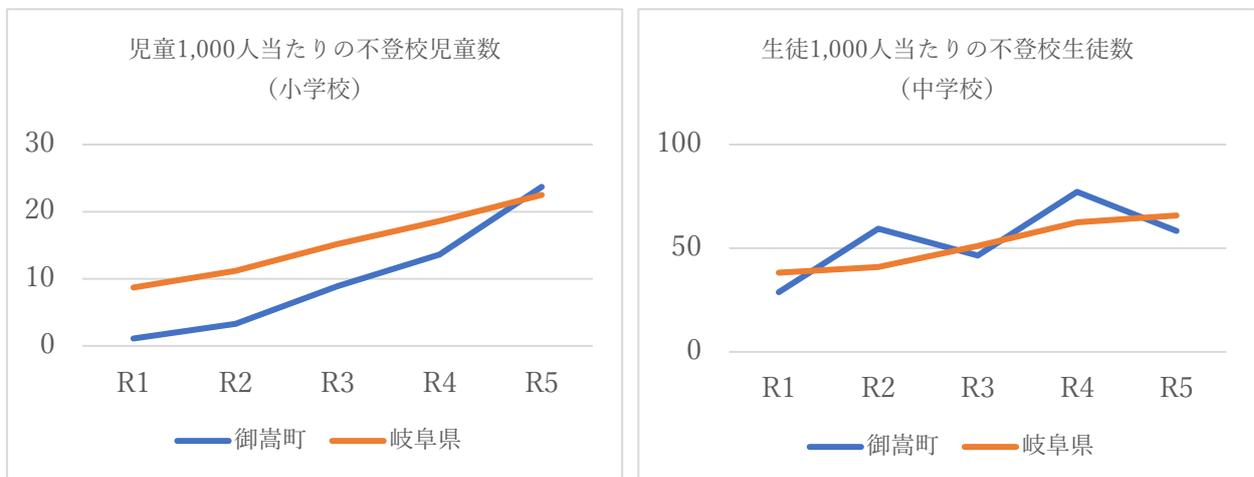
### (1) 町内不登校児童生徒数の推移



#### 【不登校児童生徒とは】

何らかの心理的、情緒的、身体的、または社会的な要因や背景により、学校に登校しない、またはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席している児童生徒のこと。(ただし、「病気」や「経済的理由」による者は除く。)

### (2) 町内、小・中学校の不登校児童生徒の割合の推移



岐阜県における不登校児童・生徒数は近年増加傾向にあります。御嵩町においては、令和5年度の小・中学校における不登校児童生徒数は42人、児童生徒数1,000人当たりの不登校児童生徒数は31.1人（全国値37.2人）であります。

御嵩町の不登校児童生徒数は、岐阜県同様、小学校・中学校共に増加傾向にあります。特に小学校においては、令和元年度から県平均に近づき増加している傾向にあります。様態として、「無気力・不安」を要因とする不登校児童数が8割以上を占めており、中学校へ進学後も、なかなか改善されないケースがあります。

### 御嵩町の不登校対策について

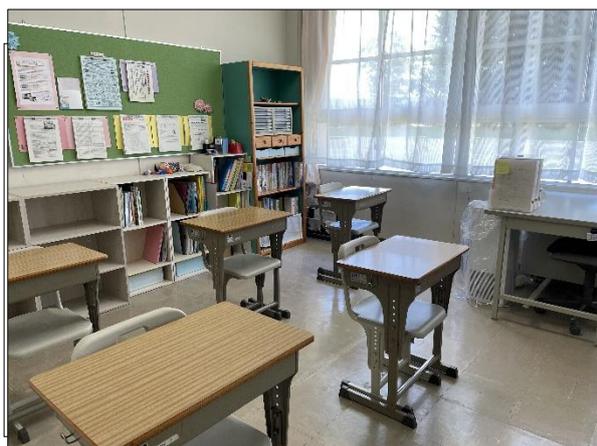
御嵩町では、「誰一人取り残されない学びの保証に向けた不登校対策」として、平成8年4月に、役場北庁舎内に「オアシス教室」を設置しました。翌年、場所を中公民館に移し、これまで運営してきました。

オアシス教室では、いじめや不登校、学習・進路等、学校生活に関する様々な相談（電話相談・来所相談・学校への相談訪問）や、不登校児童生徒の「心の居場所」として、心と生活の安定を促し、再登校を図るための適応支援を行っています。また、週に1度、児童生徒ならびに保護者を対象とした公認心理士によるカウンセリングも行い、家庭へのサポートも行っています。

向陽中学校と共和中学校には、不登校傾向にある生徒が校内で安心して過ごすことができるよう、校内教育支援センターが設置されております。ここでは、生徒が自分のペースで学習することができます。伏見小学校と御嵩小学校には相談室が設置されており、専門の相談員が、子どもたちが抱える悩みの相談相手となったり、学習支援をしたりしています。



向陽中学校 教育支援センター「虹の教室」



共和中学校 教育支援センター「つばめ教室」

〈御嵩町 オアシス教室の位置〉

教室名	住所
オアシス教室	御嵩町中 2171-1 (中公民館内)